

議会受付番号	文書質問第8号
質問者	渡邊 昌一郎議員
答弁する者	市長 (市民活動部 観光商工課)

文書質問に対する答弁書

鎌倉市議会基本条例第7条第3項の規定に基づく文書質問第8号の質問について、次のとおり答弁いたします。

1 質問の内容

平成22年度、23年度に執行された着地型観光事業においては、再委託業者（コンサルタント会社）との契約書が平成23年度は書面契約がされているが、平成22年度は書面契約がされていない。平成22年度はいかなる理由で書面契約がされなかったのか。

2 質問の理由

当該事業の事務執行の内容については両年度とも同種の内容であり、本来、平成22年度も書面契約をするべきところである。本来すべき書面契約がされておらず職務怠慢ではないのか。

3 答弁

平成22年度の鎌倉市観光資源創出及び商品開発等事業委託契約書は、神奈川県ふるさと雇用再生特別基金市町村補助事業の契約書記載例にならい作成したもので、再委託については、その記載例に記述がなかったため、当該契約書に盛り込まなかったものです。

なお、再委託については、JTB首都圏平塚支店から承諾の申請が口頭でありましたが、当該契約書に定めのない事項であったため、当該契約書第17条に基づき、本市とJTB首都圏平塚支店が協議を行い、本市が口頭で承諾したものです。